

カワウ対策にかかる費用とその確保

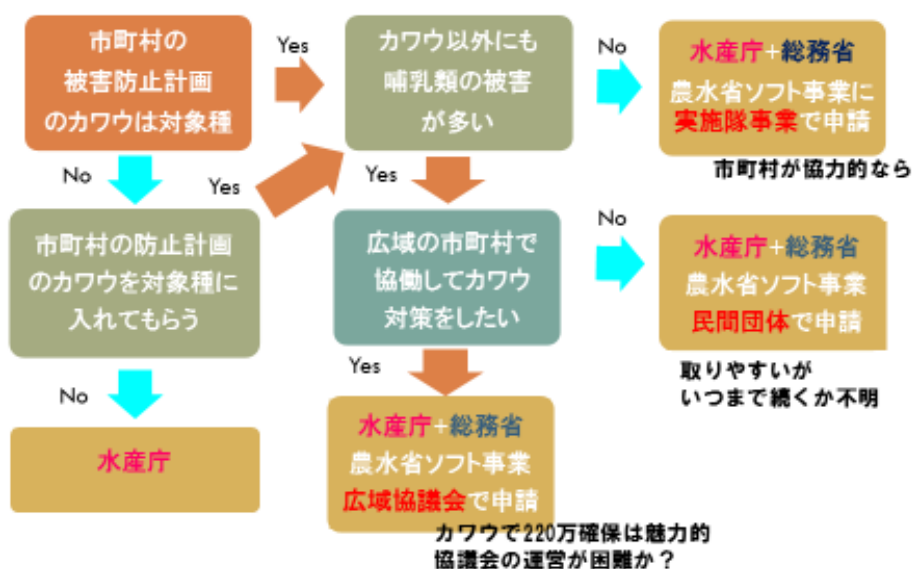
長岡技術科学大学 工学研究科 生物機能工学専攻 准教授

山本 麻希

鶏的フェーズによって診断を行うと、各フェーズで実施すべきモニタリングや対策が明らかとなる。広域用議会がある地域では、多くはフェーズ1をクリアしているが、フェーズ2の被害量推定がきちんとできている地域はまだ少ない。胃内容物分析については、被害のある時期にカワウが捕獲できないといった問題や胃内容物を分析する人材、費用がないという問題もある。各フェーズで必要なモニタリング事業を継続して実施するためには、カワウ対策に利用可能な補助金を上手に組み合わせて使用する必要がある。

カワウ対策に利用可能な補助金は、水産庁のカワウ対策専用の補助金、総務省の特別交付税措置、農水省の鳥獣被害防止対策総合事業の3つがある。どの補助金を利用するかは、右のフローチャートを用いて、各地域の実情にあった活用をしていく必要がある。一方で、水産庁と総務省の予算については4月1日より使用が可能だが、農水省の補助金は早くとも6月以降でないといけない。カワウの

カワウ補助金フローチャート



被害対策の中心を占める4~5月に利用できないことから、水産庁等の予算と農水省の予算を使用する時期を分けるなどして、活用すべきである。また、水産庁の予算と農水省の予算の両方をカワウ対策に使用する場合は、同じ対策で両方の予算を使うことをしないよう、時期で分ける、事業内容で分ける等のすみわけを事前にしっかりとしておくことが大切である。

実際のカワウ管理のスケールとしては、県域を越えた広域協議会、そして、都道府県単位のカワウ協議会、水系会議、各漁協という4つのレベルが存在する。カワウは県域を越えて移動するため、関東、中部・近畿、中国・四国地方ごとに広域協議会がある。ここでは、各都道府県のカワウの個体群や被害に関する情報共有を行う。そして、都道府県はそれぞれの協議会で、カワウ管理の方針を決定する。実際に行われる個体群管理や被害防除については、県のカワウ管理の方針に従って、水系ごとに会議を行って決定することが必要だ。水系会議の結果に従って、各漁協、市町村単位でカワウの被害防除、個体数管理等を実施していく。特措法のソフト事業や水産庁の内水面振興法によるカワウ対策費は、定額予算であることから、対費用効果や実施した内容について詳細な報告が求められる。それぞれの補助金の性質を理解し、カワウによる被害金額や個体数の変化をきちんとモニタリングし、効果検証のためのデータを同時に取得することが大切である。